

二本松自治会防災会 会則
(平成22年4月3日版)

(名称)

第1条 この会は、二本松自治会防災会(以下、「本会」という。)と称する。

(活動拠点)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1)平常時は、二本松自治会区域とする。
- (2)災害時は、二本松自治会区域の周辺区域を含んだ区域とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基く自主的な防災活動を行うことにより、地震その他災害(以下「地震等」と言う。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)防災に関する知識の普及・啓発に関する事項。
- (2)地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関する事項。
- (3)防災訓練に関する事項。
- (4)地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消防、救出・救護、給食・給水等応急対策に関する事項。
- (5)防災資機材等の備蓄に関する事項。
- (6)他組織との連携に関する事項。
- (7)その他本会の目的を達成するために必要な事項

(本会の位置づけ)

第5条 本会を、二本松自治会の下部組織である部会とする。

(会員)

第6条 会員は、二本松自治会員をもって構成する。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)企画 若干名
- (4)会計 1名
- (5)防災委員 若干名
- (6)会計監査 1名

(役員の選出・解任及び任期)

第8条 本会役員の選出・解任・任期は、次のとおりとする。

- (1)本会役員は、原則二本松自治会役員が兼務する。
- (2)役員の選出・解任は、二本松自治会役員会が行う。
 - ①会長 二本松自治会長が兼務する。
 - ②副会長 二本松自治会副会長が兼務する。
 - ③企画 二本松自治会企画が兼務する。
 - ④会計 二本松自治会会計が兼務する。
 - ⑤防災委員 二本松自治会ブロック長が兼務する。
 - ⑥会計監査 二本松自治会会計監査が兼務する。

(3)役員の任期は、会長・副会長は3年、その他の者は1年とする。但し、再任することができる。

(役員の責務)

第9条 本会役員の責務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。
- (3)企画は、本会事業を企画し推進する。
- (4)会計は、本会の会計を担当し、予算書及び決算書を作成する。

(5)防災委員は、会務を行う。

(6)会計監査は、会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本会に役員会を置く。

(役員会)

第11条 役員会の構成と付議事項は、次の通りとする。

(1)役員会は、正副会長、企画、会計、防災委員により構成する。

(2)役員会は、次の事項を審議・決定し、実施する。

①会則の改定・廃止

②前年度会計報告及び会計監査報告の承認

③予算案の審議・決定

④その他役員会が必要と認めた事項

(3)役員会の議長は、会長とする。

(防災計画)

第12条 本会会員の特性・地域特性等を考慮した防災計画を作成し、毎年見直しを行うものとする。

(1)本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

(2)防災計画は、次の事項について定める。

①地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること

②防災知識の普及に関すること

③災害危険の把握に関すること

④防災訓練の実施に関すること

⑤地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・

給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関するこ

⑥その他必要な事項

(会費)

第13条 本会の会費は、二本松自治会費及び調布市防災市民組織補助金をもってこれに充てる。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日とする。

(会計監査)

第16条 会計監査は、当該会計年度終了後60日以内に会計監査が毎年行う。

会計監査は、会計監査結果を二本松自治会総会に報告しなければならない。

附則

1. 本会則は、平成22年4月3日より施行する。